

ドーピング まめちしき!

Vol.19

嶋元医院 院長 嶋元 徹
ドーピング検査を行う検査員(DCO)の経験者

A 検体が陽性だったら・・・!?

皆さんの検体の検査が始まり、もし A 検体が陽性であった場合は、書面にて選手に通達されます。この時点で規則違反が確定するわけではありません。選手自身が検査結果や検査過程に疑問点があれば、同時に採取し保存されている B 検体の検査を要請することができます。また B 検体の検査に立会うことも可能です。B 検体の検査を要請しない、または B 検体でも A 検体と同様の陽性反応が出た場合は、検査は確定され、次の段階である「聴聞会」が開かれます。(なお、B 検体の検査で陰性となった場合は、陰性の通知と暫定的資格停止の取り消し通知が選手に届けられます。)

「聴聞会」は最終の陽性の通告があった日から 14 営業日以内に開催され、日本ドーピング防止規律パネル(規律パネル)の委員長が指名した各分野の専門家(法律、医学など)3 名が公平な立場で、選手本人と JADA の双方から意見を聞き、規則違反の認定と制裁の決定を行います。規律パネルの決定に対して不服がある場合は、パネル決定から 21 日以内に「日本スポーツ仲裁機構(JSAA)」へ不服申し立てを行うことができます。

これをもって一連の検査はすべて終了となります。

万が一、A 検体が陽性となった場合は選手自身で判断せず、必ずスポーツ医・科学サポートセンターか山口県体育協会へ直ちに連絡してください。

聴聞会と制裁措置 ～ドーピング検査の結果が陽性だったら～



～ JADA の HP より引用 ～